

公益財団法人 全日本ボウリング協会 主催大会における違反に対する処分規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）は、日本のボウリング界を代表する団体として、競技者並びに加盟団体等が公正に競技するための競技規定及び諸規則を制定し、ボウリング競技の更なる普及及び発展を図るものとする。この規程、規則等を違反する競技者並びに加盟団体等に対して、調査し適正な処分を厳正に行うことを目的とし、本規程を制定する。

(規程の対象となる違反)

第2条 本協会の主催、共催あるいは後援、主管する競技会において、次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）
- (2) アンチ・ドーピング規程に対する違反（以下「アンチ・ドーピング規程違反」という。）

(適用範囲)

第3条 原則として、違反を犯した当該競技者、チーム(監督を含む)に対して本規程を適用する。ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該競技者の所属する加盟団体並びに指導者に対して、本規程、条に定める内容のほかに、別途処分を課すことができる。

(聴聞会)

第4条 大会期間中に発生した違反に対しては、以下の者より編成された聴聞会を開催し、当該競技者、監督から聴聞を行う。

- (1) 聴聞委員会は、大会会長、大会副会長、大会委員長、大会資格審査委員及び必要と認める者を委員に加えるものとする。また、委員長は、大会会長がその任に当たる。
- 2 大会開催前、大会終了後に判明した違反に対しては、以下の者より編成された聴聞会を開催し、当該競技者、監督及び加盟団体等から聴聞を行う。
 - (1) 聴聞委員会は、本協会三役及び総務委員会において行う。委員長は本協会会長がその任に当たる。

第2章 参加資格違反

(参加資格違反に対する処分)

第5条 参加資格違反に対しては、次のとおり処分を受けるものとする。

- 2 故意又は重大な過失による違反の場合
 - (1). 競技会開始前及び競技会期間中の場合
 - ① 競技会開始前の場合は参加を禁止する。競技会期間中は当該競技者の当該大会への参加を直ちに中止させ、記録は抹消する
 - ② 当該競技者が所属するチームについては、本協会制定の競技会規定並びに選手権競技会規定に基づいて処分するものとする。
 - ③ 当該競技者の所属する加盟団体及び指導者並びにチームに対しては、監督不行き届きの責任において嚴重注意処分とし、始末書提出の義務を負う。
 - (2). 競技会終了後の場合
 - ① 当該競技者は、次回大会以降に開催される当該競技会に2回以上の参加禁止処分と

する。当該競技者の記録は、抹消する。

- ② 当該競技者の所属する加盟団体及び指導者並びにチームに対しては、監督不行き届きの責任において嚴重注意処分とし、始末書提出の義務を負う。
- ③ 順位が確定している場合は、その順位を取り消し、次位の競技者又はチームの順位を繰り上げるものとする。

3 過失による違反の場合

(1). 競技会開始前の場合

- ① 当該競技者の当該大会及び次回の当該大会への参加を禁止する。
- ② 団体競技では、当該競技者を団体競技メンバーとして当該大会及び次回の当該大会へ参加することを禁止する。当該競技者以外のチームメンバーはこの限りではない。

(2). 競技会開催期間中の場合

- ① 当該競技者の当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。又、当該次回大会への参加は認めない。
- ② 当該競技者の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技することができる。また、その記録も認めるものとする。但し、当該違反競技者に代わる競技者（変更）は、予備登録をしている競技者のみに交代する権利を認める。
- ③ 当該競技者の所属団体及び指導者は、監督不行き届きの責任として嚴重注意とし、始末書の提出義務を負う。

(3). 競技会終了後の場合

- ① 当該競技者の記録を抹消し、当該大会の次回大会への参加を禁止する。
- ② 当該競技者の所属チームは、当該競技者の所属するチーム主将及び所属団体並びに指導者に対しては、監督不行き届きの責任として嚴重注意とし、始末書の提出義務を負う。

(競技に対する違反)

第6条 競技開催中に発生した競技に対する違反については、競技規則第125条、第126条を適用し、その判定に異議ある場合は、競技会規定第222条及び選手権競技会規定第416条を適用する。

(ドーピングに対する違反)

第7条 当該競技者が、ドーピング違反を犯した場合は、日本ドーピング防止規程に基づき制定した、本協会のアンチ・ドーピング規程並びにドーピング検査実施規程に基づいて、協会総務委員会において審議し、処分を決定する。

- 2 JADAにおいて検査の結果、A検体で陽性の場合は、当該競技者は、B検体の検査を申請することができる。但し、この場合の検査費用等は、当該競技者の負担とする。
- 3 当該競技者が、ドーピング違反をした場合には、競技会の記録は抹消し、当該大会の次回大会への参加を禁止する。

(違反に対する聴聞会)

第8条 参加資格違反等について、聴聞会を開催するに当たっては、大会期間中は、大会資格審査委員会が担当し、大会期間前及び大会終了後の場合は、協会総務委員会が担当する。

- 2 大会資格委員会及び協会総務委員会は、必要に応じて開催するものとする。
- 3 聴聞会の開催に当たっては、当該競技者及び加盟団体及び指導者に対して、処分決定する前に、当該者に弁明の機会を与えるものとする。

(不服申し立て)

第9条 当該競技者は、本協会が処分した決定に対し、当該競技者並びに当該競技者の所属する加盟団体は、競技開催中の判定に異議ある場合は、協会総務委員会に対し、不服の申し立て

をすることができる。協会総務委員会で審議し、本協会理事会の決定は最終決定とする。

- 2 前項の決定に、なお、異議のある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てができるものとする。その判定は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」において判定されるものとする。

前項の決定に、なお、異議のある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てができるものとし、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続を利用して解決する。その判定は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」において判定されるものとする。

第3章 附 則

(規程の改廃)

第10条 本規程は、協会総務委員会において審議し、理事会の承認を経て改廃することができる。

(附 則)

- (1) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日に施行する。
- (2) 本規程は、2020年(令和2年)3月30日より施行する。
- (3) 本規程は、2021年(令和3年)9月1日より施行する。

公益財団法人 全日本ボウリング協会

競技者規程

(目 的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）は、我が国におけるボウリング競技を統括し、代表する団体としてボウリング競技者が適正かつ公正に競技を行うために、この規程を定め、ボウリング競技の普及、発展に寄与することを目的とする。

(競技者)

第2条 競技者とは、本協会会員及び日本のプロ競技者並びに日本におけるすべてのボウリング愛好者を競技者という。

(競技者の区分)

第3条 競技者の区分については、次のとおりとする。

(1) 登録競技者

本協会の加盟団体を通じて登録する者

(2) プロ競技者

職業として競技する者

(3) その他の競技者

職場、地域、友達等のグループ並びに個人として競技する者（以下「一般競技者」という。）

(規則の適用)

第4条 登録競技者は、本協会ボウリング競技規則に基づいて実施するものとする。

2 プロ競技者は、本協会ボウリング規則を基本とし、所属団体の細則により実施するものとする。

3 一般競技者は、本協会ボウリング競技規則に基づき実施するものとする。

(競技者の責務)

第5条 登録競技者は、競技者規程を順守し、競技を行うものとする。

2 プロ競技者は、プロとしての自覚を持ち、プロの名に相応しい競技を行うものとする。

3 一般競技者は、最低限のマナーを守り競技を行うものとする。

(役員の責務)

第6条 本協会及び加盟団体の役員は、常に品位と名誉を重んじ、登録競技者の模範となるよう行動しなければならない。

(共催等)

第7条 本協会又は加盟団体は、競技会等を開催する場合は、ほかの団体と共催し、又はほかの団体等から後援あるいは協賛を受けることができる。

(競技会参加資格)

第8条 登録競技者は、国際ボウリング連盟及び本協会が主催、共催、後援、協力並びに公認する競技会に参加することができる。

(報酬等の取扱い)

第9条 登録競技者は、国際ボウリング連盟及び本協会が主催、共催、後援、協力並びに公認する賞金、出場報酬（以下「賞金等」という。）のある競技会等に参加することができる。ただし、賞金等は「競技者に対する賞金、出場報酬及び補助金規程」に基づき受領するものとする。

(公認競技会等の開催条件)

第10条 本協会又は加盟団体が公認競技会等を開催する場合には、本協会の公認競技場を使用しなければならない。

(競技施設、設備、競技用具)

第11条 本協会は、競技会等に使用する競技施設、設備、競技用具等の適格を保証し、また、登録競技者の技術向上、安全を図るため、検査料を徴収し、それらのものを検査、認証することができる。

- 2 加盟団体及び登録競技者は、競技会において検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 競技用品等が健全な普及、発展を図る目的であると認めた場合は、その品目を指定し、本協会推薦、推奨品とすることができる。

(TV 放映権)

第12条 本協会は、主催する競技会の放送権を放送局に与え、あるいはスポンサーを付けた競技会を開催し、その料金を請求、受領することができる。

(登録競技者の商行為)

第13条 登録競技者は自らの責任において、商行為を行うことができる。ただし、商行為を行うに際して、登録競技者自身の名誉を傷つけたり、ボウリング競技の健全な普及・発展を妨げることは厳につつしまなければならない。

(競技者の義務)

第14条 本協会が特別の目的をもって実施するキャンペーン等に対し、加盟団体並びに登録競技者は積極的に協力しなければならない。

(肖像権の取扱い)

第15条 登録競技者が本協会の主催・共催する事業に関する競技者の肖像等に関する一切の利用権（以下「肖像権」という。）は、本協会に帰属するものとする。

- 2 本協会は、本協会の主催・共催する事業に関する登録競技者の肖像等を使用した写真、映像その他製作物（以下「本製作物」という。）を本協会のウェブサイトその他一切の媒体において自由に使用することができ、かつ、第三者に対して肖像権又は本製作物の使用を許諾することができる。
- 3 登録競技者は、本条に基づく肖像権又は本製作物の使用に関して異議を述べないものとする。
- 4 登録競技者は、本協会が主催・共催事業で得た肖像権又は本製作物の使用を希望する場合、登録競技者は事前に本協会へ書面による承認を得なければならない。

(競技者規程の制定及び運用)

第16条 加盟団体は、本規程に基づき登録競技者規程を制定し実施しなければならない。

- 2 加盟団体は、登録競技者規程を制定、改廃する場合には、必ず本協会の承認を得なければならない。
- 3 加盟団体の資格審査委員会は、必ず5名以上の委員をもって組織されなければならない。

- 4 加盟団体の資格審査委員会は、本規程第 4、5 条の各号を審議し、その団体の決議を経て、登録競技者の登録を取り消す権限を有する。
- 5 加盟団体が判定したことに異議ある登録競技者は、本協会総務委員会に上訴することができる。
- 6 本協会総務委員会が審議し、理事会が承認した決定は最終決定とする。

(除名)

第 17 条 本協会は、加盟団体及び登録競技者が本規程に違反していると認めた場合は、その登録競技者が所属する加盟団体に対し、注意を与え、本協会主催事業と派遣競技会への登録競技者の参加禁止、あるいは当該団体を本協定会款第 44 条に基づき、除名することができる。

(ドーピングに関する事項)

第 18 条 本協会が実施するドーピング検査に選考された登録競技者は、検査に応じなければならない。

- 2 ドーピング検査において違反が発覚した場合は、本協会のアンチ・ドーピング規程及びドーピング検査実施規程に基づいて、処罰を受けるものとする。
- 3 本協会のアンチ・ドーピング規程及びドーピング検査実施規程は、最新の世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) 及び日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) が制定している規程に基づいて制定した規程である。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第 19 条 本協会のボウリング競技に関して行った決定に対する不服申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

(規程の改廃)

第 20 条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

- 2 本規程の改廃を行った場合は、各団体に通達するものとする。

(附 則)

- (1) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012 年(平成 24 年)4 月 1 日より施行する。
- (2) 本規程は、2021 年(令和 3 年)4 月 1 日より施行する。
- (3) 本規程は、2021 年(令和 3 年)5 月 27 日より施行する。